

投資計画に係る論点

<投資計画ワーキング・グループの検討課題>

限られた財源の中で、公営企業の経営を継続するために、適切な投資を行うための考え方、留意点等について検討を行う。

1. 投資と財政を両立させる方法について

- ①限られた財源の中で投資を行う際の考え方について、公営企業における現状等を踏まえて検討。
- ②投資の順位付け、予防保全等、投資と財政を両立させる手法について検討。
- ③投資と財政を両立させるための具体的なプロセス、留意点等について検討。

2. 投資計画策定に係る留意点について

「投資計画」策定に当たっての、具体的な策定方法・留意点等について検討。

3. ストックマネジメント等の要点について

地方公共団体がストックマネジメント等に取り組む際の手法・留意点等について検討。

投資と財政の両立にかかる論点①

論点1:限られた財源の中で投資を行うことについて、どのように考えるべきか。

論点2:投資と財政の両立(「投資計画」と「財政計画」のギャップの解消)について、どのように考えるべきか。

<現状>

- 高度成長期に建設された施設・設備が急速に更新期を迎えつつあることから、ストックマネジメントやPPP等に十分に取り組んだとしても、必要とされる投資のすべてを賄うだけの財源を確保することが困難な事態が生じる可能性がある。
- 近年、管路の老朽化を原因とした施設・設備の破損等が多発しており、一部の地方公共団体においては、市民生活に影響を及ぼすような事故(断水・道路陥没等)も発生している。
- 現在、水道事業及び工業用水道事業、下水道事業とも、料金収入は頭打ちの状況にある。今後、料金の改定に取り組んだとしても、人口減少・有収水量減少等を踏まえれば、中・長期的に料金収入の大幅な増加を見込むことは困難である。また、企業債についても、償還財源は主として料金であること、適切な残高管理が望まれること等から、一定の制約が求められる状況にある。
- 公営企業の経営に要する経費には料金収入等を充てることとする独立採算制が原則とされ、一般会計からの繰出は、経費負担区分に基づくもののほか、合理的な理由があるものに限られる。
- 施設の整備が一段落したことから、近年は建設投資も大幅な減少傾向にある(平成24年度決算における建設投資額は、ピークであった平成9年度決算と比べて、水道事業は1/2程度、下水道事業は1/3程度となっている。)。一方で、管路の更新率は十分な状況にはない。

投資と財政の両立にかかる論点②

<課題>

- 将来の更新需要を適切に見込むとともに、公営企業が安定した経営を継続するために中長期的に必要な投資について、計画的に実施するための「投資計画」を策定することが必要。
- 「投資計画」は、公営企業の経営が継続可能なものであり、また、投資に要する費用を賄うための財源対策（財政計画）と合致していなければならない。
- ストックマネジメントやPPPの推進、料金適正化等に十分な取組を行い、それでも「投資計画」と「財政計画」にギャップが生じる（投資に必要な財源を確保できない）場合には、何らかの方法でそのギャップの解消を図る必要がある。ギャップの解消を図るための手段としては、以下の二つのアプローチが存在。
 - ① 投資に必要な財源の確保に係る取組（投資に必要な額を確保できる水準まで料金引き上げ等を行う）
 - ② 財源に対応した投資水準の見直しに係る取組（財源を確保できる水準まで投資水準の合理化等を行う）
- 財源対策により投資に必要な水準の財源を確保する（上記①）ことが重要であるが、それだけでは困難な場合には、投資水準の見直し（上記②）に取り組むことになる。

【投資水準を見直す手法の例】

- 投資の順位付け
管路や設備に優先順位付けを行い、順位が高いものから、財源の範囲内で投資を行う。
 - 予防保全の実施
事故が起きる前の監視、維持・修繕に取り組むことにより、LCC・更新投資の削減・平準化を図る。
 - 中・長期的な更新計画の策定
中・長期的な更新計画を策定することにより、更新投資を平準化し、単年度当たりの負担減少を図る。
- 財源が確保できる水準まで投資水準を見直す場合においても、公営企業が住民サービスを維持することが可能となるようにすることが必要。

投資と財政の両立にかかる論点③

論点3: 投資と財政を両立させるために必要なプロセス・留意点等は何か。

<現状・課題>

- 「投資計画」と「財政計画」のギャップを解消するために、財源が確保できる水準まで投資水準を見直す場合には、地域の特性に対応した最も適切な手法を選択することが必要。
 - 【地域の特性と選択可能な手法の関係の例】
 - 管路・施設の設置状況
老朽化した管路・施設に隣接する管路・施設があれば、代用することが可能。
 - 管路・施設の整備状況・耐用年数
過去、管路や施設の整備を平準化させていれば、更新投資についても平準化が可能。
 - 人口動態
将来的に、オーバースペックとなる施設・設備がある場合には、最適化が可能。
- 選択した手法によっては、住民生活に影響が出る可能性もあることから(例: 投資の順位付け、最適化)、選択した手法やその影響だけではなく、経営状況や事業活動に係る情報について、議会・住民に対して積極的に説明し、理解を得ることが重要(「経営の見える化」が必要。)
- 手法の選択や選択した手法の実施に当たっては、管理部門と現場部門の緊密な連携、専門的な知見を有した職員の存在等が必要。現場の職員では対応困難な公営企業にあつては、財政・企画担当部署とも協力して対応することも考えられる。

※公営企業の経営のあり方を見直す広域化やPPP等については、平成26年度以降に検討を行う予定。

投資計画策定にかかる論点

論点1: 中長期的な投資の見通しを示した「投資計画」の具体的な策定方法・留意点等について、どのように考えるべきか。

<現状・課題>

- 現状を踏まえて、公営企業が経営を適切に継続するためには、将来の更新需要を適切に見込むとともに、中長期的に必要な投資を計画的に実施するための「投資計画」を策定することが必要。「投資計画」の策定に当たっては、当該公営企業の役割・経営目標等を明確に設定することが重要であり、その上で、それらを実現するために必要な投資について、合理的に実現するための手法・手順等に係る検討を実施。
- 必要な投資水準の把握については、中・長期的な需要も視野に入れて、十分な検討を行った上で決定し、予め明らかにしておくことが重要。そのためにも、既存の施設・設備の状況等について、適切に把握しておくことが必要。
- 「投資計画」は、投資に要する費用を賄うための財源対策(財政計画)と合致していなければならない。そのためには、事業部門と財政部門とが緊密な連携を図り、需要と財政の考え方、関係について予め整理しておくとともに、投資に必要な財源を賄うことができない場合には、そのギャップを解消するための方法、手続き、その理由等についても明らかにしておくことが必要。
- 投資計画の策定に当たっては、議会・住民の理解、管理部門と事業部門の連携、合理的な期間の計画の設定等に留意することが必要。
- 投資計画策定後は、点検・評価・公表を行い、定期的、或いは必要に応じた計画の見直し(財政状況の変化、事故発生への対応等による見直し)等を行うことが必要。

ストックマネジメント等にかかる論点

論点1: 地方公共団体がストックマネジメント等に取り組むための留意点

<現状>

- 公営企業については、高度経済成長期に急速に整備されたインフラが大量に更新期を迎えつつある。それに対応するためには、各公営企業(地方公共団体)がストックマネジメント等について適切に取り組むことが必要。
- 国土交通省(下水道)、厚生労働省(上水道)、経済産業省(工業用水道)等は、公営企業(地方公共団体)がストックマネジメント等に取り組むためのガイドライン等を作成。

<課題>

- 小規模な公営企業であってもストックマネジメント等に取り組むことが必要。各府省が作成したストックマネジメント等に係るガイドライン等の内容は充実しているが、小規模な公営企業は対応することが困難となることを懸念。(第1回研究会における委員意見)
- 公営企業の規模や経営状況、地域の実情は多様であるが、各府省が作成したストックマネジメント等に係るガイドライン等は標準的な公営企業(地方公共団体)を想定しているところであり、一部の公営企業は対応することが困難となることを懸念。(第1回研究会における委員意見)
- 小規模な公営企業でも対応が可能となること等を目的として、ストックマネジメント等の要点(スタートアップとなる内容等)を取りまとめることが望まれる。